

青森県報

第二千九百十五号

平成二十年
四月二日
(水曜日)

目次

告 示

障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定……………	(障害福祉課) ……
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による特定医師に診察を行わせることができる精神科病院の認定……………	(同) ……
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による応急入院指定病院の指定……………	(同) ……
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十三条の四第二項後段に規定する措置を採ることができる応急入院指定病院の指定……………	(同) ……
障害者の雇用の促進等に関する法律第三十四条に規定する業務を行う者の指定……………	(労政・能力開発課) ……
保安林の指定予定……………	(林政課) ……
保安林の指定解除予定……………	(同) ……
保安林の指定施業要件の変更……………	(同) ……
右 ……	(同) ……
右 ……	(同) ……
右 ……	(同) ……
右 ……	(同) ……
右 ……	(同) ……
右 ……	(同) ……
漁港の保安上支障のある行為を禁止する区域等の指定の一部改正……………	(漁港・漁場整備課) ……

公 告

肥料の登録……………

公安委員会

青森県少年指導委員の委嘱……………

(食の安全・安心推進課) ……
(少年課) ……

告

示

青森県告示第二百九十六号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十年四月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ピリブ訪問看護ステーション八戸	八戸市長苗代二丁目二〇の一 長苗代二のC オフィス	平成二〇・四・一

青森県告示第二百九十七号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第十二条の四第四項及び第三十三条第四項の規定により、特定医師に診察を行わせることができる精神科病院を次のとおり認定した。

平成二十年四月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	指定年月日	指定期限
青森県立つくしが丘病院	青森市大字三内字沢部三五三の九二	平成二〇・四・一	平成三三・三・三

青森県告示第二百九十八号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第三十三條の四第一項の規定により、応急入院指定病院を次のとおり指定した。

平成二十年四月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	指定年月日	指定期限
青森県立つくしが丘病院	青森市大字三内字沢部三五三の九二	平成二〇・四・一	平成三三・三・三

青森県告示第二百九十九号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第三十三條の四第二項後段に規定する措置を採ることができる応急入院指定病院を次のとおり指定した。

平成二十年四月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	指定年月日	指定期限
青森県立つくしが丘病院	青森市大字三内字沢部三五三の九二	平成二〇・四・一	平成三三・三・三

青森県告示第三百号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第三十三條の規定により、次のとおり同法第三十四條に規定する業務を行う者を指定したので、

同法第三十五条において準用する同法第二十七条第二項の規定により公示する。

平成二十年四月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	住所	事務所の所在地	指定に係る地域	指定年月日
社会福祉法人 健誠会	つがる市森田町森田月見野四七三の二	同上	五所川原市、つがる市、鱈ヶ沢町、深浦町、鶴田町及び中泊町の区域	平成二十年四月一日

青森県告示第三百一号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があつたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十年四月二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保安林予定森林の所在場所
三沢市大字犬落瀬字古間木三三八の一八
 - 二 保安林指定の目的
土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第百二二二号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十年四月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

西津軽郡鰯ヶ沢町大字鬼袋町字大柳六二の三（次の図に示す部分に限る。）、七、八六の二、一一七、一一二の二二・一二二の二四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一二九の一、一三九、一四〇、一四一の一

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大柳六二の三、七七・八六の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一一二の二二、一二二の二四

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び鰯ヶ沢町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第百三三三号

次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十年四月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 解除予定保安林の所在場所

十和田市大字立崎字山ノ外六九の四（次の図に示す部分に限る。）、六九の二七

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 保安林を解除しようとする理由

鉄道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第百三三四号

森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十年四月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

青森市大字野沢字川部七五の二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十年四月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

青森市大字合子沢字山崎二二七の二（次の図に示す部分に限る。）、大字野沢字川部七五の七

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十年四月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

青森市大字雲谷字梨野木五六の二（次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十年四月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

青森市大字荒川字寒水沢一の八、一の一〇

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第三百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十年四月二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
青森市大字野沢字川部七五の六
 - 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第三百九号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三十七号）第三十九条第五項及び同項第二号の規定により、平成十八年五月十二日青森県告示第四百二十二号（漁港の保全上支障のある行為を禁止する区域等の指定）をもって公示した禁止区域（禁止物件）及び指定の適用期間を変更したので、同告示の一部を次のように改正する。

平成二十年四月二日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号を次のように改める。

一 漁港の名称、禁止区域及び禁止物件

漁港の名称	禁 止 区 域	禁 止 物 件
八戸漁港	漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三十七号）により指定された八戸漁港区域の水域	漁船以外の船舶（監視船、警備船、漁港の工事に従事する船舶その他公務に従事する船舶を除く。）

第二号を削り、第三号中「平成十八年五月二十三日」を「平成二十年四月十四日」に改め、同号を第一号とする。

公 告

肥料の登録

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第四条第一項の規定により平成二十年三月十七日次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十年四月二日

青森県知事 三 村 申 吾

公安委員会

青森県公安委員会告示第二十九号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第三十八条第一項及び少年指導委員規則（昭和六十年国家公安委員会規則第二号）第二條第一項の規定により、平成二十年四月一日、少年指導委員を委嘱したので、同規則第二條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十年四月二日

青森県公安委員会委員長 橋本八右衛門

登録番号 青森県第 三四四号	肥料の種類 蒸製毛粉	肥料の名称 フエザーミ ール	保証成分量 (パーセント) 窒素全量 二二・〇	その他の 規格 公定規格 のとおり	生産業者の氏 名又は名称及 び住所 第一プロイラ 株式会社 八戸市卸セン ター一丁目一 の八
----------------------	---------------	----------------------	----------------------------------	----------------------------	---

氏名 青松 芳紀 木村 一 横山 純一 一戸 誠司 永澤 信明 永澤 松子	連絡先 青森警察署 生活安全課 (電話 〇七五三三〇一〇)	活動区域 青森市のうち、青森駅周辺（安方一丁目から二丁目、新町一丁目から二丁目、古川一丁目から二丁目、柳川一丁目から二丁目）、本町周辺（長島一丁目から二丁目、本町一丁目から二丁目、本町五丁目、橋本一丁目、堤町一丁目）、観光通り周辺（緑三丁目九番から一一番、青葉三丁目五番から九番、浦町字奥野六一二番地から六二九番地、浜田字豊田四六番地、浜田字豊田三五七番地から三八七番地、浜田字玉川一七七番地、浜田字玉
---	--	--

小笠原 嘉 野崎 径裕	八戸警察署 生活安全課 (電話 〇七六四三〇四)	川二〇二番地から二〇七番地、浜田字玉川二二〇番地から二二四番地、浜田字玉川一三五番地、浜田字玉川三四〇番地から三五二番地、八ッ役字矢作九番地から七四番地、第二問屋町二丁目二番から五番、大野字若宮一八二番地、東大野二丁目五番から一三番、浜田一丁目一四番、浜田三丁目一番から三番、はまなす町周辺（はまなす二丁目一番、はまなす二丁目五番、八重田四丁目二番）、石江三好周辺（三好一丁目から二丁目、石江字三好一四番地から一四五番地、石江字三好一七一番地）、三内稲元周辺（三内字稲元一八番地から一〇番地、三内字玉作一番地から五番地）の区域
福井 美也子	五所川原警察署	八戸市のうち、本八戸駅前周辺（内丸一丁目から三丁目、掘端町、窪町、番町、馬場町、常海町）、長横町周辺（堤町、廿三日町、十三日町、三日町、八日町、十八日町、十六日町、寺横町、大工町、鍛冶町、六日町、朔日町、十一日町、柏崎一丁目九番、柏崎二丁目一番、鳥屋部町、鷹匠小路、長横町、岩泉町、類家、吹上二丁目一番から三番）、城下周辺（城下一丁目から四丁目）、類家周辺（類家三丁目から五丁目、南類家二丁目から三丁目）、湊高台周辺（湊高台一丁目から二丁目）、ラピア周辺（江陽二丁目）、ピアドウ周辺（沼館四丁目）の区域
五所川原市のうち、五所川原駅周		

鎌田 晃	加藤 清行	佐藤 文利	手塚 清吉	蛭名 諭	鷹架 光春	熊野 鐵夫	船見 亮悦	岩本 芳勝	岩間 祐子	佃 正子	三浦 博	古館 純一	高谷 敦子	山形 清徳	工藤 忠比古	新谷 良昭	永澤 榮一
黒石警察署 刑事生活安全課 (電話 〇七三 五三三二)				三沢警察署 刑事生活安全課 (電話 〇七六 五三三四)				十和田警察署 刑事生活安全課 (電話 〇七六 三三九五)				刑事生活安全課 (電話 〇七三 五三三四)					
黒石市のうち、徳兵衛町周辺(甲徳兵衛町、乙徳兵衛町、油横丁、寺小路、横町)、国道一〇二号周辺(浅瀬石字稲田、追子野木三丁目、中川字篠村、中川字花岡)の区域及び平川市のうち、平賀駅前周辺(本町北柳田一番地から二七番地)の区域				三沢市のうち、中央町周辺(中央町一丁目から四丁目)、幸町周辺(幸町一丁目から三丁目)、松園町周辺(松園町三丁目、大町二丁目から三丁目、南町一丁目、栄町二丁目)の区域及びおいらせ町のうち、木ノ下小学校周辺(青葉一丁目から青葉六丁目、上久保六三番地)、イオンモール下田周辺(中野平、菜飯)の区域				十和田市のうち、東三番町周辺(稲生町一四番から二〇番、東二番町二番、東三番町六番、東二番町七番、東三番町一番から三番、東三番町七番から九番)、十和田市駅周辺(東一番町一番、東一番町四番、元町西一丁目一番、元町東一丁目)、三小通り周辺(東十三番町一三番から一四番)の区域				辺(大町、旭町、東町、布屋町)、川端町周辺(川端町、本町、寺町、岩木町)、エルム周辺(唐笠柳字藤巻、石岡字藤巻)の区域					

今井 哲	中西 芳孝	長岡 哲夫	加世多壽雄	中村 正美	菊池 政彦
むつ警察署 刑事生活安全課 (電話 〇七五 三三三二)					
むつ市のうち、横迎町周辺(本町、柳町一丁目一番から二番、横迎町一丁目一番から二番、田名部町、新町三五番地、新町四五番地)、小川町周辺(小川町一丁目一番から一六番、小川町二丁目一番から一八番)、金谷周辺(金谷一丁目一番から二番、金谷二丁目一番から三番、金谷三丁目一〇六番)、下北赤川周辺(下北町一番から九番、下北町一五番、仲町一番から三番、仲町一三番から一五番、若松町一番から二番、若松町一〇番から一二番、南町一番から三番、南町六番から九番、南町一七番、赤川町一番から一七番、南赤川町一番から二番)、大湊駅周辺(大湊新町一番から七番、大湊新町一四番から一七番、大湊新町二〇番から二二番)、駅通り周辺(中央二丁目七番、旭町四番)の区域					

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭